

モーターボート競走法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
案要綱

第一 関係政令の整備

地方財政法施行令その他関係政令の規定の整備を行うこと。

(第一条から第八条まで関係)

第二 経過措置

日本船舶振興会並びにモーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会が解散した場合における解散の登記の嘱託等について定めること。

(第九条及び第十条関係)

第三 施行期日

この政令は、平成十九年四月一日から施行することとする。ただし、第五条、第八条及び第九条の規定は同年十月一日から、第一条中地方財政法施行令附則第二条第一項第四号の改正規定(「第十条第一項」を「第十五条第一項」に改める部分に限る。)、第二条から第四条まで、第七条及び第十条の規定は平成二十年四月一日から、それぞれ施行することとする。

(附則関係)